（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　（略）

（削る）

（削る）

二　被災地域境界基本細部点　地盤の変動の状況を把握するために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本細部点をいう。

三～五　（略）

（被災地域境界基本調査の作業）

第四条　被災地域境界基本調査の作業は、次に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

（削る）

三　（略）

（計量単位）

第五条　前条第一号に規定する測量及び同条第二号に規定する計算（以下「被災地域境界基本測量」という。）における計量単位は、計量法（平成四年法律第五十一号）第八条第一項に規定する法定計量単位（同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。）によるものとする。

第九条　削除

第十条　削除

（作業計画）

第十一条　被災地域境界基本調査の作業計画は、被災地域境界基本測量並びに被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の作成の各作業別に定めるものとする。この場合において、各作業間の相互の関連及び進度を考慮して作成するものとする。

（測量の基礎とする点）

第十三条　被災地域境界基本測量は、基本三角点（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。）若しくは基本水準点（同法第二章の規定による基本測量の成果である水準点をいう。）若しくは国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号。以下「法」という。）第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点（以下「基準点等」という。）を基礎として行わなければならない。

（作業の順序）

第十六条　被災地域境界基本測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

一・二　（略）

（削る）

（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　（略）

二　被災地域境界基本調査点　土地の区画又は位置及び形状を構成する点をいう。

三　被災地域境界基本調査点計算　被災地域境界基本調査点の座標値の計算をいう。

四　被災地域境界基本細部点　被災地域境界基本調査点計算の基礎とするために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本細部点をいう。

五～七　（略）

（被災地域境界基本調査の作業）

第四条　被災地域境界基本調査の作業は、次に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

三　被災地域境界基本調査点計算

四　（略）

（計量単位）

第五条　前条第一号に規定する測量並びに同条第二号及び第三号に規定する計算（以下「被災地域境界基本測量」という。）における計量単位は、計量法（平成四年法律第五十一号）第八条第一項に規定する法定計量単位（同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。）によるものとする。

（被災地域境界基本調査の実施に関する計画）

第九条　被災地域境界基本調査を行う者は、当該被災地域境界基本調査の開始前に、次に掲げる事項について被災地域境界基本調査の実施に関する計画を作成するものとする。

一　調査地域及び調査面積

二　調査期間

三　被災地域境界基本調査図の縮尺

四　作業計画

（被災地域境界基本調査図の縮尺）

第十条　被災地域境界基本調査図の縮尺は、五千分の一又は一万分の一とする。

（作業計画）

第十一条　第九条第四号の作業計画は、被災地域境界基本測量並びに被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の各作業別に定めるものとする。この場合において、各作業間の相互の関連及び進度を考慮して作成するものとする。

（測量の基礎とする点）

第十三条　被災地域境界基本測量は、基本三角点（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。）若しくは基本水準点（同法第二章の規定による基本測量の成果である水準点をいう。）若しくは法第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点（以下「基準点等」という。）を基礎として行わなければならない。

（作業の順序）

第十六条　被災地域境界基本測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

一・二　（略）

三　被災地域境界基本調査点計算